

訪問看護重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)に対する訪問看護の提供開始にあたり、基準省令第5条に基づいて当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称 医療法人 光風会
所在地 栃木県小山市乙女795
代表者名 理事長 須田 誠
連絡先 TEL 0285(45)8362 FAX 0285(45)8397

2. 事業者が有する介護保険法令に基づき指定された事業所

介護保険法令に基づき 栃木県知事から指定を受けている事業所の名称	各事業所につき介護保険法令に基づき 栃木県知事から指定を受けている 居宅介護サービスの種類
訪問看護ステーション みどり 県指定 0960890036	訪問看護 介護予防訪問看護

3. 事業所概要

事業所名称 訪問看護ステーション みどり
指定番号 0960890036
所在地 栃木県小山市乙女 795 介護老人保健施設晃南内
管理者 白石 克美
連絡先 TEL 0285(45)8362 FAX 0285(45)8397

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的

病気や怪我等により家庭において継続療養を必要とし医師が必要性を認めた利用者に対し、事業所の看護師等が適正な訪問看護サービスを提供することを目的とします。

運営方針

- (1) 事業所の看護師等は、利用者的心身の特性を踏まえ日常生活動作の維持・回復を図ると共に、生活の質を重視した在宅療養が継続できるようサービスを提供します。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所 地域包括支援センター、他の居宅サービスの事業者、地域の保健・医療福祉サービスの提供者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

5. 事業所の職員体制

管理者 白石 克美

看護師(准看護師) 常勤 2名以上 非常勤 1名以上 計 2.5名以上

6. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日（国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く）

営業時間 午前9時から午後5時

但し、緊急時訪問看護加算又は24時間対応体制加算を算定している場合は電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

7. 通常の事業の実施地域 小山市・野木町

8. 事業の内容

- (1) 病状・障がいの観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 精神疾患患者の看護
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) カテーテル等の管理
- (11) その他医師による医療処置

9. 利用料

【要介護】

サービス内容	地域区分 7級地加算	単位	備考
20分未満 ○ 夜間・早朝 ○ 深夜	320円 通常の25%増し 通常の50%増し	314単位	
30分未満 ○ 夜間・早朝 ○ 深夜	480円 通常の25%増し 通常の50%増し	471単位	
30分以上1時間未満 ○ 夜間・早朝 ○ 深夜	840円 通常の25%増し 通常の50%増し	823単位	
1時間以上1時間30分未満 ○ 夜間・早朝 ○ 深夜	1151円 通常の25%増し 通常の50%増し	1,128単位	

【要支援(介護予防)】

サービス内容	地域区分 7級地	単位	備考
20分未満 ○ 夜間・早朝	309円 通常の25%増し	303単位	

○ 深夜	通常の50%増し		
30分未満	460 円	451 単位	
○ 夜間・早朝	通常の25%増し		
○ 深夜	通常の50%増し		
30分以上1時間未満	810 円	794 単位	
○ 夜間・早朝	通常の25%増し		
○ 深夜	通常の50%増し		
1時間以上1時間30分未満	1,112 円	1,090 単位	
○ 夜間・早朝	通常の25%増し		
○ 深夜	通常の50%増し		

* 准看護師がサービスを提供する場合は、全ての基本単位数×90%になります。

【各種加算料について】

加算	利用料	単位	算定回数
特別管理加算 I	510 円	500 単位	月1回 留置カテーテル、気管カニューレ等
特別管理加算 II	255 円	250単位	月1回 人工肛門・在宅酸素・在宅透析・真皮を超える褥瘡等
緊急時訪問看護加算 I	612 円	600 単位	月1回
初回加算 I	357 円	350 単位	退院当日に初回訪問看護を行った場合 1回のみ算定
初回加算 II	306 円	300 単位	それ以外の場合 1回のみ算定
ターミナルケア加算	2,552 円	2,500 単位	死亡日および死亡日前14日以内に 2日以上ケアを行った場合
長時間訪問看護加算	306 円	300単位	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
複数名訪問看護加算 (30分未満)	259 円	254単位	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定
複数名訪問看護加算 (30分以上)	410 円	402単位	同上

* 負担額は 負担割合により1~3割と異なります。

* 支給限度額を超えた利用料については全額自己負担となります。

* 地域区分加算として 総計×10.21%となります。

* 交通費 通常の業務の実施地域 無料

但し、実施地域を超えた地点から1kmあたり30円を徴収いたします。

【医療保険】 利用料

訪問看護管理療養費	料金(算定内容)	
月の初日の場合	7,670 円	
月の2日目以降の訪問の場合	2, 500 円	
正看護師	週3日まで5,550円/日	週4日目以降6,550円/日
准看護師	週3日まで5,050円/日	週4日目以降6,050円/日
退院支援指導加算	退院日の翌日以降 初日の訪問看護	6,000円
複数名訪問看護加算	正看護師 4,500円	週1回
癌末期、厚生労働大臣が定める 疾病等に対して 同時に複数の 職員と訪問する場合	准看護師 3,800円 看護補助者 3,000円	週1回 週3回
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	18時～22時・6時～8時
深夜訪問看護加算	4,200円	22時～翌日6時
一時外泊時の訪問看護	8,500円	在宅療養に備えての一時外泊
ターミナルケア療養費	20,000円	死亡日および前14日以内に2回以上 の訪問 24時間以内に在宅以外で死亡した 者も含む
緊急時訪問看護加算	2,650円/日	緊急に訪問看護を実施した場合
難病等複数回訪問加算	4,500円 または 8,000円	1日に2回 または3回以上の場合
24時間対応体制加算	6,800 円/月1回	24時間の緊急訪問体制
特別管理加算 I	5,000円/月1回	留置カテーテル・気管カニューレ等
特別管理加算 II	2,500円/月1回	人工肛門・在宅酸素・在宅透析・真皮 を超える褥瘡等

*その他の医療保険料金については、適宜ご説明いたします。

*負担額については、負担割合により1～3割と異なります。

*交通費 1kmあたり 30 円を徴収いたします。

【医療保険 精神科】 利用料

訪問看護管理療養費	料金(算定内容)	
月の初日の場合	7,670 円	
月の2日目以降の訪問の場合	2, 500 円	
正看護師	週3日まで5,550円/日	週4日目以降6,550円/日
准看護師	週3日まで5,050円/日	週4日目以降6,050円/日
退院支援指導加算	退院日の翌日以降 初日の訪問看護	6,000円

複数名訪問看護加算 癌末期、厚生労働大臣が定める 疾病等に対して同時に複数の職 員と訪問する場合	正看護師 4,500円 准看護師 3,800円 看護補助者 3,000円	週1回 週1回 週3回
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	18時～22時・6時～8時
深夜訪問看護加算	4,200円	22時～翌日6時
一時外泊時の訪問看護	8,500円	在宅療養に備えての一時外泊
ターミナルケア療養費	20,000円	死亡日および前14日以内に2回以上 の訪問 24時間以内に在宅以外で死亡した 者も含む
緊急時訪問看護加算	2,650円/日	緊急に訪問看護を実施した場合
難病等複数回訪問加算	4,500円 または 8,000円	1日に2回 または3回以上の場合
24時間対応体制加算	6,800円/月1回	24時間の緊急訪問体制
特別管理加算 I	5,000円/月1回	留置カテーテル・気管カニューレ等
特別管理加算 II	2,500円/月1回	人工肛門・在宅酸素・在宅透析・真皮 を超える褥瘡等

* その他の医療保険料金については、適宜ご説明いたします。

* 負担額については、負担割合により1～3割と異なります。

* 交通費 1kmあたり 30 円を徴収いたします。

【他の利用料】

* 訪問看護と連携して行われる死後の処置 10,000円

* 営業時間内で2時間を超える訪問看護 1時間毎に2,000円

* 営業時間外で2時間を超える訪問看護 1時間毎に3,000円

* 営業日・時間以外の訪問看護 1回毎に3,000円

* キャンセル料 前々日まで 無料

前日まで 実費相当額の10%

当日 実費相当額の20%

* その他 処置等に必要な物品 実費相当額

【利用料、他の費用の請求及び支払い方法】

利用料利用者負担額及びその他の負担額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。請求書は利用明細を添えて利用月の翌月15日以降にお届けいたします。

10. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり、事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、速やかに主治医に連絡し指示を求める等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

- 1)利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・利用者に係わる居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業者及び市長村等に連絡すると共に必要な措置を講じることとします。
- 2)前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録します。
- 3)利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故の発生があった場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

12. 非常災害時の対応

災害が発生した場合においても災害時業務継続計画に基づき、従業者の安全を確保しつつ早期に事業の復旧、継続ができるようにします。

13. 身体拘束及び虐待防止

- 1)事業所は、原則として身体拘束、その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合にはこの限りではなく、その場合は十分な説明を行い同意を得るとともにやむを得ない理由経過とともに記録します。
- 2)虐待防止の指針を整備し、委員会の設置、定期的な研修の実施、またこれらが適切に行われるための担当者を設置します。

14 ハラスメントの防止・対応

従業者に対して、利用者またはその家族等からハラスメントを受け、相当な範囲を超えたと認められる場合や、度重なる注意喚起にした従わない場合は、事業の提供を制限、または契約を解除することができます。

15 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション みどり

栃木県小山市乙女 795 介護老人保健施設晃南内

TEL 0285(45)8362 FAX 0285(45)8397

受付時間 9:00 ~ 17:00

小山市役所 高齢生きがい課

栃木県小山市中央町 1-1-1 本庁3階 TEL 0285(22)9542

野木町役場 健康福祉課

栃木県下都賀郡野木町丸林 571 TEL 0280(57)4111

16 閲覧について

重要事項説明書の内容についてはインターネットのホームページでも公表し、利用者及びその家族が自由に閲覧することができます。 <http://care-net.biz/09/kounan>

年 月 日

訪問看護、もしくは介護予防訪問看護の提供を開始するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を交付し説明しました。

居宅サービス事業者 栃木県小山市乙女 795 介護老人保健施設晃南内

訪問看護ステーション みどり 印

管理者 白石 克美 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護もしくは介護予防訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け同意しました。

ご利用者様 住所 氏名 印

ご家族様 住所 氏名 印